



日田市監査委員告示第 13 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : スポーツ振興課

措置の内容 : 別紙のとおり

令和4年11月30日

日田市監査委員

小ケ内 聡行

同

溝口 千壽

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【スポーツ振興課】</p> <p>①収納金の取り扱いについて</p> <p>日田市会計規則第33条では、直接収納した現金は即日又は翌日に指定店に払い込むこととされている。</p> <p>日田市スポーツ施設使用許可申請において、施設使用料の収納事務を行っており、関係書類を確認したところ、金融機関への収納金の払い込みが2ヶ月を超えるものが見受けられた。</p> <p>今後の収納金の取り扱いについては、規則に則った事務処理に改められたい。</p> <p>②補助金事務における変更承認申請について</p> <p>日田市補助金等交付規則第11条では、事業等の内容、対象経費その他申請に係る事項の変更等を行う際に、あらかじめ市長の承認を得ることとされている。</p> <p>令和3年度に交付事務を行っている国際スポーツ大会事前キャンプ地誘致推進事業など補助金額の変更が生じた6件のうち3件について、あらかじめ必要な変更承認の手続きがなされていなかった。</p> <p>補助金額の変更については、軽微な変更ではなく、今後は規則に則った事務処理に改められたい。</p>	<p>【スポーツ振興課】</p> <p>①スポーツ振興課所管のスポーツ施設の使用料については、スポーツ振興課窓口において、申請と同時に現金の支払いをいただいておりますが、通常は申請書及び許可書の決裁後、即日又は翌日に金融機関に納付しておりますが、今回の2件のうち、1件目は、使用料を金庫に保管したまま、金融機関への収納金の払い込みを失念していたものであり、また、2件目は、調定金額を誤り、使用料の一部のみを金融機関に払い込んだものであり、2件とも、金庫内の現金の確認を怠っていたため、2か月を超えて、当該現金を金庫に保管していたものです。</p> <p>この件の発覚以降、改めて、終業前の金庫内の現金、調定金額及び納入通知書兼領収書の確認することを徹底したところです。</p> <p>今後も、会計規則に則った適切な事務執行を行ってまいります。</p> <p>②補助金額の変更については、変更承認の手続きが必要なことの認識不足により、補助金額変更に関する手続きを行っていませんでした。</p> <p>今後は、日田市補助金等交付規則に則り、事業内容・補助金額について変更があった場合は、変更申請、承認の手続きを行うなどの適正な事務執行を行ってまいります。</p>